

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理申立て事件

国側当事者・麹町税務署長

平成21年10月22日受理

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年3月29日判決、本資料257号－66・順号10675）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年11月1日判決、本資料257号－207・順号10816）

決 定

申 立 人 A株式会社

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 鳥飼 重和

稲葉 威雄

佐藤 香織

堤 博之

上記補佐人税理士 佐野 幸雄

窪澤 朋子

相 手 方 麹町税務署長 小野 好信

同指定代理人 三上 寛治

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成19年11月1日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、第5を除く部分は、重要でないと認められる。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理する。

申立ての理由中、第5を除く部分を排除する。

平成21年10月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子